

ご準備はお早めに／

確定申告の期間

- ▽所得税・復興特別所得税
2月17日(月)～3月17日(月)
- ▽消費税・地方消費税
2月17日(月)～3月31日(月)
- ▽贈与税
2月3日(月)～3月17日(月)

※それぞれ最終日が納期限。

税

の申告が始まります

所得税や消費税などの申告期間が、2月から始まります。

銚子税務署では、申告書の作成・相談などを銚子商工会館で受け付けます。

また、国税庁ホームページでも申告書の作成とe-Taxによる提出ができます。

申告書作成・相談・ 提出会場を開設

銚子税務署では、令和6年分の所得税および復興特別所得税、個人消費税、贈与税の申告書作成・相談・提出会場を次のとおり開設します。

会場：銚子商工会館（銚子市三軒町19番地4）■案内図

開設期間：2月17日(月)～3月17日(月)

※土・日曜日、祝日を除く。

受付時間：8時30分～16時

(相談は9時～17時)

※原則、マイナンバーカードを利用したスマートフォンによる作成相談を行います。入場整理券の配布状況により、受け付けを早めに締め切る場合があります。

◆まずは入場整理券を取得

混雑回避のため、会場に入るためには入場整理券が必要

です。入場整理券は、当日、

会場で配布する他、国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加して、事前に取得することが出来ます。

※申告期限間近は入場整理券の入手が困難になることが予想されますので、早めの来場をお勧めします。

▼友だち追加
はこちらから



《来場者へのお願い》

●銚子商工会館の駐車場は使用できません。案内図に記載の駐車場をご利用ください。

●開設期間中は、銚子税務署での申告書の作成や相談はできません。

●申告書などの提出のみの場合は、銚子税務署に持参または郵送で提出してください。

●申告書などを提出する際は、



毎回マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

◆還付申告をする人は期間前でも相談可能

還付申告をする人は、開設期間の前でも相談を受け付けています。その場合は、銚子税務署にお越しください。

申告書作成相談会・ 無料申告相談会を開催

税務署、県税事務所、および市役所税務課の職員が申告書作成のアドバイスを行います。作成した申告書は、その場で提出できます。税務署職員の出張相談はこの機会に限るため、消費税や株式譲渡所得の申告がある人など相談内容が複雑な人は、この機会をご活用ください。

また、同会場では、税理士による小規模事業者、年金受給者、給与所得者などのための無料申告相談会も開催します。

日時…2月7日(金)・10日(月) 9時30分～12時、13時～15時30分

場所…市民ふれあいセンター

定員…各60人(受け付け順)

持ち物…①申告に必要な書類 ②計算器具 ③筆記具 ④マイナンバーカードなどの番号確認書類および身元確認書類の写し

※会場の混雑回避のため、当日会場で入場整理券を配布します。来場者の状況により、受け付けを早めに締め切る場合があります。

◆旭市でも開催

日時…2月4日(火)・5日(水) 9時30分～12時、13時～15時30分

場所…旭市役所1階市民ホール

問 銚子税務署 ☎0479-22-1571



窓口で納付額確認書を発行

税の申告時に社会保険料控除の参考として使用する「税(料)納付額確認書(申告用)」を無料で発行します。

本人確認書類を持参し、税務課(市役所1階)または野栄総合支所で申請してください。

記載事項…令和6年1月～12月に納付された国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料(公的年金などからの天引き分は除く)

※本人または同一世帯の親族以外の方が申請する場合、本人の委任状が必要。郵送対応はしていません。

問 税務課市民税班 ☎73-0087

給与支払報告書の 提出をお忘れなく

所得税の源泉徴収をしている事業者は、1年間の給与・賃金の支払いについて、「給与支払報告書」を提出する必要があります。

令和6年中の支払いについての報告書は、1月31日(金)が提出期限です。忘れずに税務課(市役所1階)へ提出してください。

なお、eLTAX(地方税ポータルシステム)による電子申告も受け付けています。

※報告書の提出の際は、個人番号(マイナンバー)の記載を忘れずをお願いします。

問 税務課市民税班 ☎73-0087

確定申告に 医療費通知を利用できます

医療費通知(医療費のお知らせ)は、所得税の確定申告において、医療費控除を受ける際に「医療費控除の明細書」の添付書類として使用することができ、添付することで明細書の記載が省略可能になります。

なお、申告時期までに市が保険者として送付する「国民健康保険医療費通知」は、10月受診分までです。11・12月分については、領収書などに基づいて明細書に記載してください(領収書のみでの申告は不可)。

※領収書は記載内容の確認のため、自身で5年間保存する必要があります。税務署から提示または提出を求められる場合があります。



問 市民課国保年金班 ☎73-0086

スマホなどからの 申告が便利です

スマートフォンやパソコンなどを使用し、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書や青色申告決算書、収支内訳書などを作成できます。画面の案内に沿って入力することで、税額まで自動計算されます。

また、マイナンバーカードを使う場合は、マイナポータルと連携して、医療費、ふるさと納税、国民年金保険料、公的年金や一部の給与所得の

源泉徴収票などのデータを一括取得し、自動入力することもできます。

作成した申告書などは、eTaxでマイナンバーカードやID・パスワードを使用し提出できます。

※eTaxやマイナポータル連携などの詳細は、国税庁ホームページをご覧ください。

▼スマホ申告
はこちらから



問 銚子税務署
☎0479-22-1571